（証券コード　3636）
2016年12月１日

株　主　各　位

東京都千代田区永田町二丁目10番３号
株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長　　大 森 京 太

# 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、郵送（書面）又はインターネットにより、2016年12月16日（金曜日）午後５時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

**【郵送（書面）による議決権行使の場合】**
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

**【インターネットによる議決権行使の場合】**
22頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬具

記

**１．日　　時**　2016年12月19日（月曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都千代田区永田町二丁目10番３号
当社　本社４階会議室

**３．会議の目的事項**

**報 告 事 項**

2016年９月期（2015年10月１日から2016年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役８名選任の件
**第３号議案**　監査役２名選任の件
**第４号議案**　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

**４．議決権の行使に関する事項**

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

（2）郵送（書面）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（3）郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

（4）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

---

**【お願い】**

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**【お知らせ】**

（1）連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mri.co.jp/ir/event/meeting.html）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類である連結計算書類及び計算書類は監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

（2）株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mri.co.jp/ir/event/meeting.html）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、お客様と社会の発展への貢献、価値創造を通じて持続的に成長し、企業価値の向上を図ることを目指しております。株主の皆様への利益還元に当たりましては、安定的な配当を継続的に行いながら、業績や財務健全性のバランス等も総合的に勘案しつつ、配当水準の引き上げに努めていく方針としております。

2016年９月期の期末配当は、上記の考え方を踏まえ、１株につき35円といたしたいと存じます。これにより、中間配当30円を合わせた当年度の配当は、１株当たり65円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式１株当たり35円

総額　574,835,380円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年12月20日

**第２号議案**　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | | 当社における地位及び担当 |
|---|---|---|---|
| 1 | 大森京太（おおもりきょうた） | 再任 | 代表取締役社長<br>監査室担当 |
| 2 | 森崎　孝（もりさき　たかし） | 新任 | 副社長執行役員 |
| 3 | 吉川惠章（よしかわしげあき） | 新任 | 副社長執行役員<br>企業・経営部門長 |
| 4 | 松下岳彦（まつしたたけひこ） | 再任 | 取締役執行役員<br>コーポレート部門長 |
| 5 | 畔柳信雄（くろやなぎのぶお） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 |
| 6 | 佐々木幹夫（ささきみきお） | 再任 | 非業務執行取締役 |
| 7 | 佃　和夫（つくだ　かずお） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 |
| 8 | 曽田多賀（そたたが） | 再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 社外取締役 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 大森京太（おおもりきょうた）<br>（1948年3月14日生）<br>再任 | 1972年４月　株式会社三菱銀行入行<br>2003年６月　株式会社東京三菱銀行常務取締役<br>2007年10月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行専務執行役員<br>2008年６月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役副社長<br>2010年９月　同社取締役<br>2010年12月　当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>代表取締役社長<br>監査室担当<br>〈重要な兼職〉<br>三菱総研DCS株式会社取締役会長<br>NCS＆A株式会社社外取締役 | 30,100株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>当社における豊富な業務経験に基づき、現在、当社代表取締役社長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として推薦するものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 森崎　孝（もりさき　たかし）<br>（1955年1月1日生）<br>新任 | 1978年４月　株式会社三菱銀行入行<br>2005年６月　株式会社東京三菱銀行執行役員<br>投資銀行・資産運用企画室長<br>2005年10月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ<br>執行役員投資銀行企画部長<br>2008年４月　同社常務執行役員<br>株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行常務執行役員<br>2010年５月　同行常務執行役員アジア本部長<br>2012年５月　同行専務執行役員市場部門長<br>2012年６月　同行専務取締役市場部門長<br>2012年７月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ<br>常務執行役員市場連結事業本部長<br>2014年５月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行副頭取<br>2016年６月　同行顧問<br>2016年９月　当社常勤顧問<br>2016年10月　当社副社長執行役員<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>副社長執行役員 | 10,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な業務経験に基づき、当社の経営意思決定に参画することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで適切な役割を期待できることから、新たに取締役候補者として推薦するものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | よし かわ しげ あき<br>吉川 惠章<br>（1953年6月23日生）<br>新任 | 1977年４月　三菱商事株式会社入社<br>2004年６月　同社シンガポール支店長<br>2006年７月　同社業務部長<br>2008年４月　同社執行役員業務部長<br>2010年４月　同社執行役員欧阿中東CIS副統括<br>2013年４月　同社常務執行役員中東・中央アジア統括<br>2016年４月　同社顧問<br>2016年９月　当社常勤顧問<br>2016年10月　当社副社長執行役員<br>2016年11月　当社副社長執行役員<br>企業・経営部門長<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>副社長執行役員<br>企業・経営部門長 | 5,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>長年にわたる総合商社の経営者としての豊富な業務経験に基づき、当社の経営意思決定に参画することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで適切な役割を期待できることから、新たに取締役候補者として推薦するものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | まつ した たけ ひこ<br>松下岳彦<br>（1959年10月26日生）<br>再任 | 1983年４月　富士通株式会社入社<br>1989年１月　当社入社<br>2006年10月　当社人事部長<br>2010年３月　当社経営企画部長<br>2011年９月　当社経営企画部長（兼）シェアドサービスセンター準備室長<br>2011年12月　当社取締役執行役員<br>経営企画部長（兼）シェアドサービスセンター準備室長<br>2012年４月　当社取締役執行役員<br>経営企画部長（兼）グループ業務部長<br>2012年10月　当社取締役執行役員<br>経営企画部長<br>2013年10月　当社取締役執行役員<br>人事部長<br>2014年10月　当社取締役執行役員<br>コーポレート部門長補佐（兼）人事部長<br>2015年10月　当社取締役執行役員<br>コーポレート部門副部門長<br>2016年11月　当社取締役執行役員<br>コーポレート部門長<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>取締役執行役員<br>コーポレート部門長 | 6,400株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>当社コーポレート部門における豊富な業務経験に基づき、現在、当社取締役執行役員として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として推薦するものです。 | | |

<table>
<tr><th>候補者<br>番 号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>畔柳（くろやなぎ） 信雄（のぶお）<br>（1941年12月18日生）<br>再任<br>社外取締役<br>独立役員</td><td>1965年４月　株式会社三菱銀行入行<br>2004年６月　株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ<br>取締役社長<br>株式会社東京三菱銀行頭取<br>2005年10月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ<br>取締役社長<br>2006年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行頭取<br>2008年４月　同行取締役会長<br>2009年12月　当社取締役<br>現在に至る<br>2012年４月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行相談役<br>2014年４月　同行特別顧問<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>社外取締役<br>〈重要な兼職〉<br>株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問<br>三菱重工業株式会社社外取締役（監査等委員）<br>東京海上日動火災保険株式会社社外取締役<br>株式会社東京會舘社外監査役</td><td>4,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】<br>長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者として推薦するものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>佐々木（ささき） 幹夫（みきお）<br>（1937年10月8日生）<br>再任</td><td>1960年４月　三菱商事株式会社入社<br>1998年４月　同社取締役社長<br>2004年４月　同社取締役会長<br>2010年６月　同社取締役 相談役<br>2010年12月　当社取締役<br>現在に至る<br>2011年６月　三菱商事株式会社相談役<br>2016年４月　同社特別顧問<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>非業務執行取締役<br>〈重要な兼職〉<br>三菱商事株式会社特別顧問<br>東京海上ホールディングス株式会社社外取締役</td><td>5,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】<br>長年にわたるグローバル企業の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として推薦するものです。</td></tr>
</table>

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 佃（つくだ） 和夫（かずお）<br>（1943年9月1日生）<br>再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 1968年４月　三菱重工業株式会社入社<br>2003年６月　同社取締役社長<br>2008年４月　同社取締役会長<br>2010年12月　当社取締役<br>現在に至る<br>2013年４月　三菱重工業株式会社取締役相談役<br>2013年６月　同社相談役<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>社外取締役<br>〈重要な兼職〉<br>三菱重工業株式会社相談役<br>京阪ホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）<br>ファナック株式会社社外取締役 | 6,700株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>長年にわたる製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者として推薦するものです。 | | |
| 8 | 曽田（そた） 多賀（たが）<br>（1941年7月27日生）<br>再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 1967年４月　弁護士登録、栄木忠常法律事務所入所<br>1975年４月　曽田法律事務所設立<br>現在に至る<br>1991年４月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官<br>1998年５月　法務省法制審議会商法部会委員<br>1999年４月　中央大学客員講師<br>2000年11月　中央労働委員会公益委員<br>2008年６月　日本女性法律家協会会長<br>2012年12月　当社取締役<br>現在に至る<br>〈当社における地位及び担当〉<br>社外取締役<br>〈重要な兼職〉<br>曽田法律事務所代表 | 800株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い知識と経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者として推薦するものです。 | | |

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者畔柳信雄、佃　和夫及び曽田多賀の３氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、畔柳信雄、佃　和夫及び曽田多賀の３氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、畔柳信雄氏は７年、佃　和夫氏は６年、曽田多賀氏は４年となります。
４．当社は、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃　和夫及び曽田多賀の４氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。なお、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃　和夫及び曽田多賀の４氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

**第３号議案**　監査役２名選任の件

監査役神津　明氏及び松宮俊彦氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | | 当社における地位 |
|---|---|---|---|
| 1 | 西岡公一（にしおかこういち） | 新任 | 執行役員<br>監査役付 |
| 2 | 松宮俊彦（まつみやとしひこ） | 再任<br>社外監査役<br>独立役員 | 社外監査役 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 西岡公一（にしおか こういち）<br>（1958年2月16日生）<br>新任 | 1985年４月　当社入社<br>2000年４月　当社情報戦略コンサルティング部長<br>2003年10月　当社金融ソリューション事業部長<br>2007年10月　当社金融ソリューション本部長<br>2009年12月　当社執行役員<br>金融ソリューション本部長<br>2010年10月　当社執行役員<br>ソリューション部門統括室長<br>2012年10月　当社執行役員<br>コンサルティング部門統括室長<br>2013年10月　当社執行役員<br>情報システム部長<br>（兼）プロジェクトマネジメントセンター長<br>2015年10月　当社執行役員<br>コーポレート部門副部門長<br>（兼）品質・リスク管理部長<br>2016年10月　当社執行役員<br>監査役付<br>現在に至る<br>〈当社における地位〉<br>執行役員<br>監査役付 | 6,400株 |
| | 【監査役候補者とした理由】<br>当社事業部門及びコーポレート部門における豊富な業務経験に基づき、当社監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を期待できることから、新たに監査役候補者として推薦するものです。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | まつ みや とし ひこ<br>松宮俊彦<br>（1947年10月3日生）<br>再任<br>社外監査役<br>独立役員 | 1971年４月　パイオニア株式会社入社<br>1972年７月　株式会社流通技研入社<br>1979年10月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1983年３月　公認会計士登録<br>1987年11月　同会計事務所カナダトロント事務所駐在<br>1991年７月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）<br>2011年10月　松宮俊彦公認会計士事務所設立<br>現在に至る<br>2012年12月　当社監査役<br>現在に至る<br>〈当社における地位〉<br>社外監査役<br>〈重要な兼職〉<br>松宮俊彦公認会計士事務所代表<br>第一実業株式会社社外監査役<br>テルモ株式会社社外取締役（監査等委員） | 1,700株 |
| | 【社外監査役候補者とした理由】<br>会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外監査役候補者として推薦するものです。 | | |

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者松宮俊彦氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．社外監査役候補者松宮俊彦氏の当社監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、４年となります。

４．当社は、松宮俊彦氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、西岡公一氏が選任された場合、同氏との間においても、同内容の契約を締結する予定であります。

**第４号議案**　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、これまで「基礎報酬」と「変動報酬」（金銭報酬）で構成されていました。当社の取締役、執行役員及び研究理事（国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する役員報酬制度の見直しの一環として、新たに、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2007年12月14日開催の第38回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額600百万円）とは別枠で、毎事業年度における業績達成度等に応じて、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと４名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員及び研究理事も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び研究理事は10名）、本制度に基づく報酬には、執行役員及び研究理事に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員及び研究理事が本信託（下記(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役等の報酬体系は基礎報酬及び変動報酬から構成され、かつ変動報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行することになります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

| | |
|---|---|
| ①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | ・当社の取締役等 |

| ②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 | |
|---|---|
| 当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。） | ・3事業年度からなる対象期間を対象として、合計4.5億円<br>・ただし、本年度から開始する当初対象期間については、4事業年度を対象として、合計6億円 |
| 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。） | ・1事業年度当たりに、取締役等に付与される株式交付ポイントの上限は60,000ポイントであり、取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の上限は、3事業年度からなる対象期間を対象として取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の総数の上限は180,000株（ただし、当初対象期間については、4事業年度を対象として240,000株）<br>・上記の1事業年度当たりに、取締役等に付与される株式交付ポイントの上限に相当する当社株式の数の発行済株式の総数（2016年９月30日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.4％<br>・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない |

| | |
|---|---|
| ③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。） | ・毎事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の業績達成度や時価総額の上昇率等に応じて変動<br>・株式数は0～150％の範囲で決定 |

| | |
|---|---|
| ④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。） | ・原則として退任後 |

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、本(2)第４段落の信託期間の延長が行われた場合も含め、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した３事業年度を対象とします（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。

ただし、当社は、現在、2015年９月30日で終了する事業年度から2017年９月30日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるところ、当該中期経営計画の残存期間を当初対象期間に含めるため、本年度から実施する当初の本制度の対象期間については、2017年９月30日で終了する事業年度から2020年９月30日で終了する事業年度までの４事業年度とします（以下「当初対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計4.5億円（当初対象期間については６億円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間（当初対象期間については４年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に対し株式交付ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役等の退任後（取締役等が海外赴任により国外居住者となることが決定した場合は当該決定後、取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に株式交付ポイントの累積値(以下「累積株式交付ポイント数」という。)に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがありま

す。その場合、本信託の信託期間を３年間延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に、合計4.5億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間に係る対象期間中、取締役等に対する株式交付ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、4.5億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する株式交付ポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積株式交付ポイント数に基づき、定まります。なお、１ポイント＝１株とし、１ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、１ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役等には、信託期間中の毎年12月に、役位に基づき計算される基準ポイントに、同年９月30日で終了する事業年度（初回は2017年９月30日で終了する事業年度。以下「対象事業年度」という。）における業績達成度等に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが株式交付ポイントとして付与されます。基準ポイント及び株式交付ポイントの算定式は以下のとおりです。

株式交付ポイントは、各事業年度における業績達成度等に応じて、基準ポイントの０～150%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益や時価総額等とします。

（基準ポイントの算定式）

基準ポイント＝（役位別に定める株式報酬額×対象事業年度における当該役位毎の在任月数/12か月）の合計÷2017年２月（※）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

※　上記(2)第４段落に記載する本信託の継続を行う場合は、延長後の信託期間の初日の属する月とします。

（株式交付ポイントの算定式）

株式交付ポイント＝基準ポイント×対象事業年度における業績達成度に応じた業績連動係数（小数点以下の端数は切り捨て）

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡又は海外赴任が決定した取締役等には、業績連動係数は適用せず、当該事業年度における退任又は海外赴任までの在任期間に応じた基準ポイントを当該事業年度にかかる株式交付ポイントとして付与するものとします。

取締役等の退任後、死亡後又は海外赴任決定後に、累積株式交付ポイント数が算定され、累積株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。

本信託の信託期間中に取締役等に付与する株式交付ポイントの総数は、１事業年度当たり60,000ポイントを上限とし、対象期間に取締役等に付与される株式交付ポイントの総数は180,000ポイント（ただし、当初対象期間については、４事業年度を対象とするため240,000ポイント）を上限とします。この株式交付ポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後、死亡後又は海外赴任決定後に、上記(3)に基づき算出される累積株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。

受益者要件を充足した取締役等が退任する場合、当該取締役等は、当該ポイントの70％に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受

け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。受益者要件を充足した取締役等の海外赴任が決定した場合、取締役等が死亡した場合と同様に取り扱い、当該取締役等は、海外赴任決定後に算定される累積株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）：本制度の概要（2016年11月18日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」からの抜粋）

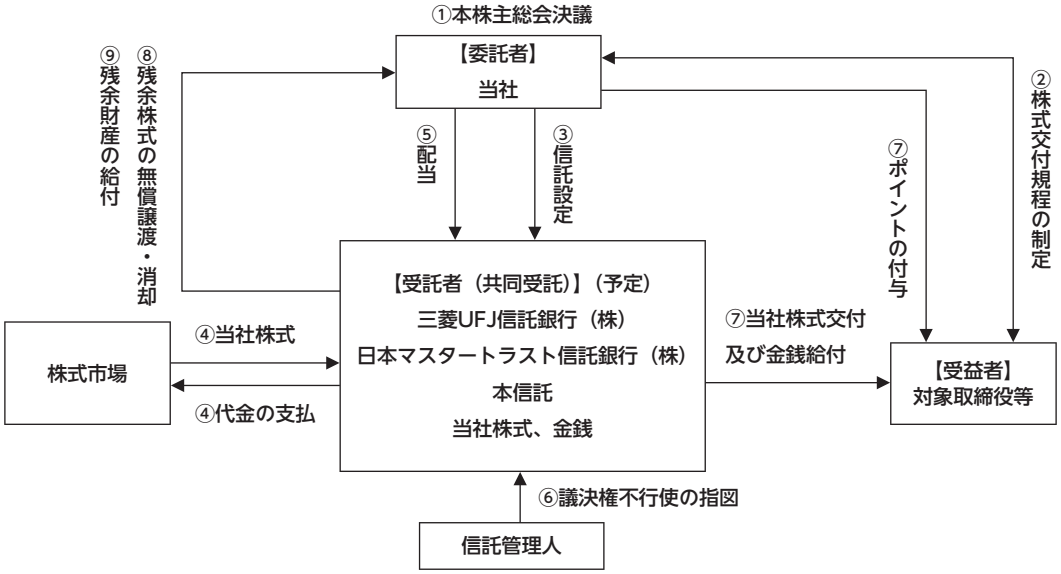


①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
③当社は①における株主総会の承認決議の範囲内で、金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における株主総会の承認決議の範囲内とします。
⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦信託期間中、役位及び毎事業年度における業績等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、原則として、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
⑧業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以　上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）
※「ｉモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
（4）インターネットによる議決権行使は、2016年12月16日（金曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
（1）郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区永田町二丁目10番３号
当社　本社４階会議室

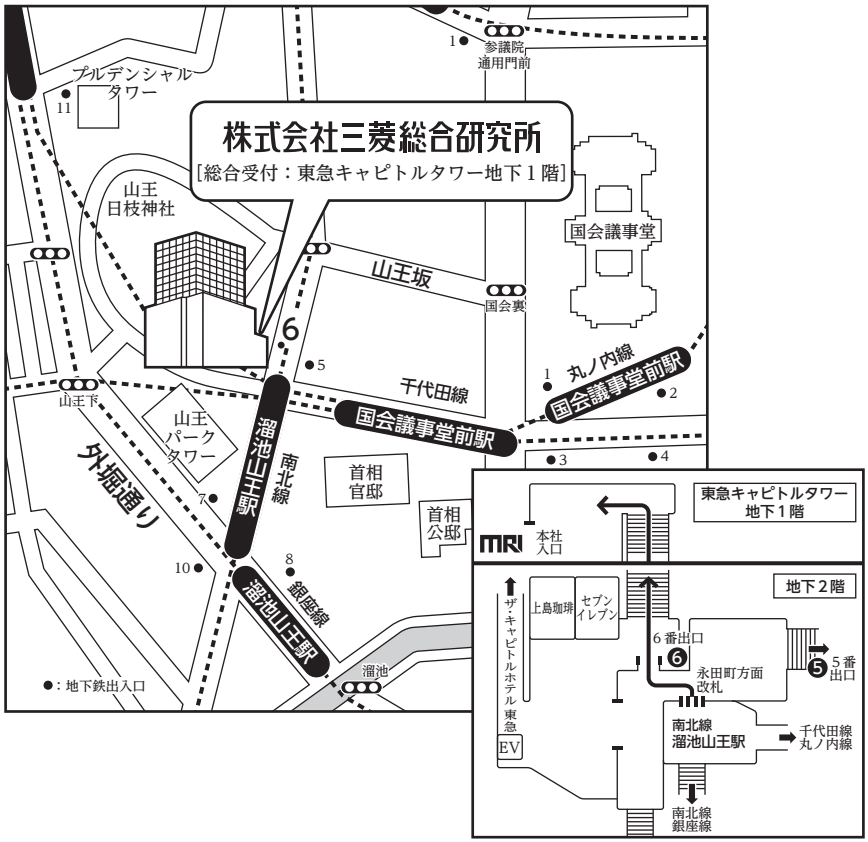


交通　・東京メトロ千代田線　国会議事堂前駅　「永田町方面改札」　直結
・東京メトロ南北線　溜池山王駅　「永田町方面改札」　直結
（お願い）
＊東京メトロ国会議事堂前駅及び溜池山王駅の「永田町方面改札」を左に出ますと、「東急キャピトルタワー」地下２階に直結しています。地下２階から地下１階までエスカレーターをご利用ください。
地下１階で係の者に議決権行使書用紙をご提示ください。入館証をお渡ししますので、地下１階からエレベーターで４階までお上がりください。

＊駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。